館外貸出物品申込書

年　　月　　日

（申請先）
公益財団法人よこはまユース代表理事

館外貸出物品を利用したいので次のとおり、申請します。

申請者（利用責任者）	氏名		電話	
	住所			
利用団体	団体名			
	代表者		電話	
利用目的				
利用年月日	貸出日	年　月　日（　）午前・午後　時		
	返却日	年　月　日（　）午前・午後　時		

利用する物品

着ぐるみ	個数	泊数	料金	備考
うさぎ	1			
いぬ	1			
ぶた	1			
トラ	1			
パンダ	1			

●横浜市青少年育成センターでは、個人情報保護法を遵守し、運営団体である公益財団法人よこはまユース個人情報規程に沿つて適正に管理いたします。

●当センターがお申込等により知り得た情報は、当センターの運営業務及び公益財団法人よこはまユースからのご案内に利用させていただきます。

●法令に基づく場合を除き、申込書の個人情報を本人の同意を得ることなく第二者に提供したり、開示することはありません。

よこはまユース着ぐるみ等貸出物品に関する取扱い要領

よこはまユースは、横浜市青少年育成センターの指定管理者として、申込者(以下、利用者という)に対して、利用者の指定する物品(以下、物品という)を貸し出し、利用者はこれを借り受けます。

第 1 条(基本事項)

① 出することのできる物品は、下記の物とする。

物品	種類	数量
着ぐるみ	うさぎ	1
	いぬ	1
	ぶた	1
	トラ	1
	パンダ	1

② 物品は原則とし横浜市青少年育成センター(以下、育成センター)の受付窓口で引渡しおよび返却するものとする。

③ 物品は宗教活動、政治活動、企業活動に利用することはできない。

第 2 条(貸し出し期間)

① 貸出期間は申請書に記載された期間とする。ただし、最長で 6 泊 7 日とする。

第 3 条(料金)

① 別表のとおり、料金を定め、徴収した利用料金は、物品のメンテナンス料金や修繕費に充当する。

② 支払に関しては原則として現金による前払い、または当日払いとする。ただし、支払い方法を別途取り決めている場合はそれに従うものとする。

③ 故障等で使用できなかった旨の報告があつた場合は、全額返金するものとする。ただし、輸送上の事故等で破損した等、申込者の過失による故障の場合はその限りではない。

④ 利用料金はよこはまユースが使用する場合に限り減免するものとする。

(別表)

物　品	種　類	単　位	最低金額	備考
着ぐるみ	うさぎ	1泊 2 日	1 体あたり 1,000 円	● 以降、1 泊増えるごとに 500 円が加算される。 ● 0泊(日帰り)で返却した場合でも最低金額である 1,000 円を徴収する。
	いぬ			
	ぶた			
	トラ			
	パンダ			

第 4 条(予約の取り消し)

① 利用者は予約済みの物品を使用しないことになった場合は、速やかにキャンセルを申し出なければならない。

② その際、納入済みの料金は返金しないものとする。ただし、次の場合はその限りではない。

- 自然災害で行事の開催が困難となった場合
- 引渡し時に故障が発見され、使用が困難となった場合

第 5 条(物品の保全)

① 利用者は物品を第三者に譲渡、転貸、質入れ、担保権の設定等をすることができないものとする。

② 利用者は物品について第三者からの差押、その他法律的、事実的侵害が発生した場合、またはその恐れがある場合は、直ちにその旨をよこはまユースに通知しなければならない。

③ 利用者はよこはまユースの承諾なく、物品に他の物品を付着(付合物)、改造、性能等の変更はできないものとする。

④ 物品の引渡し後、返却までの利用者側の責によるトラブルにより発生した損害については、よこはまユースは一切の責任を負わないものとする。

第 6 条(物品の減失)

① レンタル中に生じた物品の減失、毀損(通常の使用による損耗、減耗は除く)等については、原則として同等物品への取り替えに要する費用、または修理代金に相当する費用全額を利用者が負担するものとする。

② 紛失、盗難、天災等で物品に異常が発生した場合は、遅滞なくよこはまユースに報告するものとする。

第 7 条(協議事項)

① 本ガイドラインに定めのない事項が生じた場合および本ガイドラインの解釈に疑義が生じた場合は、よこはまユースと利用者の間で協議し、解決するものとする。

上記をお読みになり、同意される方は以下に署名をお願いいたします。

年　　月　　日

団体名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　代表者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿